

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たの翌日)  
(当たの翌日)

(目的)  
昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号の一部を次のように改正する。  
題名中「公務災害補償」を「公務災害補償等」に改める。  
目次中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。  
第一条を次のように改める。

## 目 次

### 規 則

- ◆規 則
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(葬祭補償の額)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとする。

第二条中「[職員]」の下に「[通勤]」を加え、「[第二条第三項]」を「[第二条第四項、第二条第五項]」に改め、「[職員]」の下に「[通勤]」を加える。

第三条中「[公務に基づく]」を「[公務又は通勤により生じた]」に、「[指定する職員]」を「[指定する者]」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

（給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償）

第六条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の百分の六十に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する金額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額に満たないときは当該満たない額の百分の六十に相当する金額を休業補償として支給する。

第六条の三 条例第十四条に規定する規則で定める金額は、七万円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額とする。

第十五条第一項第三号にハとして次のように加える。

ハ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものが無い場合においてその妻が五十歳若しくは五十五歳に達したとき（条例第十一条第一項第四号に規定する廃疾の状態にあるときを除く。）、又は条例第十二条第一項第四号に規定する廃疾の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

第十七条第一項中「安全補助ステッキ、松葉づえ」を「歩行補助つえ」に改める。

第十八条第一号ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「旅行する場合」の下に「又は特別急行列車を運行する線路により片道三百キロメートル以上旅行する場合」を加え、同条第三号中「八円」を「十一円」に、「場合においては、この限りでない。」を「場合は、知事が別に定める額とする。」に改め、同条第四号中「別表の宿泊料の項の甲地方である地域」を「別表の備考に規定する甲地方」に、「二千七百円」を「三千七百円」に、「その他の地域」を「同表の備考に規定する乙地方」に、「二千三百円」を「三千三百円」に改める。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の二条を加える。

（通勤による災害に係る一部負担金）

第二十四条 条例第二十二条第一項に規定する規則で定める職員は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第三者の行為によつて通勤による災害を受けた者

二 療養開始後三日以内に死亡した者

三 同一の通勤による災害に關し、既に一部負担金を払い込んだ者  
条例第二十二条第一項に規定する規則で定める金額は、二百円（日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の被保険者である職員にあつては、五十円）とする。ただし、当該額が現に療養に要した費用の総額を超える場合には、当該現に療養に要した費用の総額に相当する額とする。

様式第一号を次のように改める。

## 様式第1号

公務(通勤)災害補償通知書

年 月 日

殿

(実施機関の職氏名) 国

あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の公務(通勤)による災害に対する補償を受けることができるので、通知します。

記

- 1 被災職員の氏名
- 2 傷病名
- 3 災害発生年月日

様式第1号

## ※ 12 医師の証明

(傷病名)	診療費の内訳	1点単位 円			金額(円)
		欄	入	記	
(傷病の経過)	項目				
	初診				
	再診				
	往診				
	療養指導				
	内用	(薬名及び使用量)			
	特殊薬				
	(種類)				
	外用				
	(種類)	(回数等)			
	注射				
	(処置名)	(回数等)			
	手術	(手術名)	(回数等)	(施行年月日)	
	検査	(検査名)	(回数等)	年 月 日	
	レ	透視診断	(フィルムの大きさ枚数等)		

- (注意事項)
- 1 あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により補償を受けられますので、すみやかに請求書を提出してください。なお、同条例の規定によりその補償の制限を受ける場合もありますので、被災職員の所属機関とよく連絡をとり、その指示を受けてください。
  - 2 補償を受ける権利は、2年間(障害補償及び遺族補償については、5年間)行わないときは、時効によつて消滅します。
  - 3 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第22条に定める手続きに従つて、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てるることができます。
  - 4 その他詳細については、被災職員の所属機関に問い合わせてください。

		写真診断 撮影 トゲン	
(現在の状態) 年 月 日		(療法名) 理学療法	(回数等)
<input type="checkbox"/> 治 ゆ <input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 中 止 <input type="checkbox"/> 繼続中 <input type="checkbox"/> 転 医			
(診療期間) 年 月 日から 年 月 日まで 日間		入院期間 年 月 日から 年 月 日まで 院	年 月 日から 年 月 日まで
療診日数 日		看護 給食 寝具その他	<input type="checkbox"/> 1類 <input type="checkbox"/> 2類 <input type="checkbox"/> 3類 <input type="checkbox"/> 基準給食 <input type="checkbox"/> 普通給食 <input type="checkbox"/> 無
		診療費の合計 円	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日			
		病院又は 診療所の 所名 地 称 医師氏名	

を

※ 12医師の証明			
(1) 傷病名	アイウ	(2) 診療開始日	アイウ
年	月	年	月
年	月	年	月
年	月	年	月
(3) 傷病の経過	(4) 診療期間		
年	月	年	月
日	日	日	日
(5) 診察料	初診(時間内・時間外・深夜) 再診(時間内・時間外・深夜) 往診(普段・夜間・深夜・難路・暴風雨等指導)	回回回回回回回回回回回回	点
(6) 投薬料	内服(1剤2剤) 屯外服用	回回回回回回回回	
(7) 注射料	皮下筋肉内 静脈内	回回回回	
(8) 検査料	薬剤	回	
(9) レントゲン料	透視 造影	回	
(10) 処置及び手術料	施行年月日 手術薬剤 ・麻醉料	年 月 日	
(11) その他			

(12) 入院料	入院年月	年	月	日	日間	日からまで				円
	入院期間	月	月	日	日間	日未満	日間	日未満	日間	円
病院 基食 普食 診療所 特食 食無 看1 看2 看3 医学管理 基寝	1月末	1月以上	3月以上	点上	×	点上	×	点上	×	円
	満	3月	3月	点上		点上		点上		円
	×	×	×							円
										円
										円
										円
(その他の加算)										円
(13) 診療報酬点数表により計算できる合計額										円
(14) 診療報酬点数表により計算できないものの(例えば診断書料・入院室料差額等)										円
(15) 診療費請求合計額										円
(13) + (14)										円
上記の事項は、事実と相違ありません。(この欄の記入は、診療にあたつた医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)										
年 月 日										地称 在所名(医師の氏名)
医療機関の										改め。

(A) (補償基礎額) × (請求日数) × $\frac{60}{100}$ = (全部休業した日に支払われた給与その他の収入の総額)	の額) 円
	や
6. 全部休業した日に支払われた給与その他の収入の総額	
一部休業した日に支払われた給与その他の収入の総額	
(B) (補償基礎額) (請求日数) (一部休業した日に支払われた給与その他の収入の総額)	
(A)+(B) × - × $\frac{60}{100}$ =	
(9) 休業補償請求金額	
(一部休業した日に支払われた) (給与その他の収入の総額)	8 全部休業のみの場合 (請求日数) × $\frac{60}{100}$ =
	休業補償金額の算
(B) (補償基礎額) (請求日数) (一部休業した日に支払われた給与その他の収入の総額)	
(9) 休業補償請求金額	
(A) (補償基礎額) × (請求日数) × $\frac{60}{100}$ = (全部休業した日に支払われた) (給与その他の収入の総額)	8 全部休業の場合 (請求日数) × $\frac{60}{100}$ =
	休業補償金額の算
(B) (補償基礎額) (請求日数) (一部休業した日に支払われた給与その他の収入の総額)	
(9) 休業補償請求金額	

様式第4回印

- 6 (一部休業した日に得ることができる給与その他の収入)  
 (1) 給与の総額  
 (2) その他の収入の総額

円

円

円

どある、臣連合の社員事項のものもござる。

生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他書類及び資料

様似銀丸印の社員事項のもの「公務上の事由により」や「公務又は通勤による災害により生じた」とある。

連合銀十印

2 祭祭補償請求金額	(補償基礎額) × 60 =
------------	----------------

2 請求金額	(補償基礎額) 円 × 30 =	円
(A)	70,000円 +	
(B)	(補償基礎額) 円 × 60 =	円
(C)	(A)(B)のうち高い金額	□(A) □(B)

2 「5 (請求日数)」の欄中全部休業日数の項目には、勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入(資産に基づく収入を除く。以下同じ。)が全く得られなかつた日及び給与その他の収入の額が補償基礎額の100分の60に相当する額に満たなかつた日の数を、一部休業日数の項目には勤務その他の業務に一部従事することができ、このため給与その他の収入の一部を得ることができ、かつ、その得た給与その他の収入の額が補償基礎額に相当する額に満たなかつた日の数を記入すること。

連合銀十印の社員事項のもの「公務上の事由による」や「公務又は通勤による災害により生じた」とある、臣連合の社員事項のもの「障害等級第7級以上」や「議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」という。)第11条第1項第4号に規定する」とある、臣連合の社員事項のもの「妻」、「子供」、「孫」といふて次のとおりである。

連合銀十印の「公務災害補償」や「公務災害補償等」である、臣連合の社員事項のもの「妻」、「子供」、「孫」といふてある。

(4) 遺族補償年金において、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合及び請求者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において次のいずれかに該当したとき。

イ その妻が条例第11条第1項第4号に規定する廃疾の状態にある

場合を除き、50歳又は55歳に達したとき。

ロ その妻が55歳以上である場合を除き、条例第11条第1項第4号に規定する廃疾の状態になり、又はその事情がなくなったとき。

の死亡の時以後当該廃疾の状態にあつたこと及び当該廃疾の状態が

連合銀十印の社員事項の「条例別表に定める第7級以上の」

心「条例第11条第1項第4号に規定する」と改む。

様例第十六号の注意事項の(2)を次のように改む。

(2) 受給権者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その者が議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」という。)第11条第1項第4号に規定する廃疾の状態にあるとき(55歳以上の場合を除く。)

及び受給権者又はその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族が条例第11条第1項第4号に規定する廃疾の状態にあることにより遺族年金を受けることができる遺族であるときは、その廃疾の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料

様例第十七号「公務災害者福祉施設」や「公務災害者等福祉施設」を改む。

様例第十九号の記入要領の一の(1)「公務上の」や「公務又は通勤による」と改む、同様式の記入要領の一の(2)「公務上の」や(3)「公務災害補償」や「公務災害補償等」と、「備考6」や「別表の備考の6」と改む、同様式の記入要領の一の(4)「公務災害」や「公務上の災害又は通勤による災害」と改む。

様例第十一号の記入要領の一の(3)「公務災害補償」や「公務災害補償等」と改む。

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する條

例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十七条及び第十八条の規定は昭和四十八年四月一日から、改正後の規則第六条の三及び次項(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分に限る。)の規定は同年九月一日から、改正後の規則第六条の二及び第二十四条並びに次項(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。)の規定は同年十一月一日から適用する。

(経過措置)

(1) 改正後の規則第六条の三の規定による金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十四条に規定する規則や定める金額は、当分の間、改正後の規則第六条の三の規定にかかわらず、当該補償基礎額の六十倍に相当する金額とする。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 風 風 次

鳥取県規則第十一号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部

を次のように改正する。

第二十条に次の二項を加える。

4 所長は、自動車税に係る過誤納金（当該年度に賦課した自動車税に係るものに限る。）を還付するときは、第十七号様式その三による通知書を指定金融機関等を経由して納税者に送付しなければならぬ。

第五十二条を次のように改める。

## (免税証の交付印)

第五十二条 所長は、法第七百条の十五第一項の規定による免税証を交付するときは、免税証に第六十六号様式による交付印を押印しなければならない。

## (免税証の交付印)

第五十二条 所長は、法第七百条の十五第一項の規定による免税証を交付するときは、免税証に第六十六号様式による交付印を押印しなければならない。

内 第1期	内 第2期	内 隨時	内 第五号様式の二の二中の 記

を削る。

第十七号様式その二を次のように改める。

## 第十七号様式 その二

下記のとおり還付（充当）することとしましたので通知します。

年 月 日

県税事務所長

印

登録番号	整理番号	年度
過誤納金の 生じた理由	年 月 日	まつ消転出異動変更誤納誤脱免除
過誤納金 の 内 容	納付すべき金額 ① 納付した金額 ② 過誤納金 ((②-①)) ③ 円	④ 過誤納金 ((②-①)) ③ 円
還付加算 金の算定	納付年月日始期 終期 日 数 金 額 ④ 合計 (③+④) ⑤ 日	⑤ 合計 (③+④) ⑤ 円
充 当 額	科 目 年度 整理番号 納付(入)す べき金額 ⑥ 当金額 ⑦ 円	今回充當する金額 ⑦ 円
の 内 容		
備 考		

お知らせ  
この通知について不服はある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求することができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

## 第十七号様式 その三

(表 面)

(裏 面)

## 歳入金支払通知書

## 注意事項

1 受取人は、表面領収証書欄に年月日、住所及び氏名を記入し、印を押してください。

2 受取人が県外であるときは、同封の小切手で領収本書は、表面領収証書に記名押印のうえ、指定の銀行に返送してください。

3 受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、本人が下記委任状欄に相当の事項を記入し、記名して印を押すか、又は別に委任状を差し出してください。

4 印紙税法の規定により印紙税を納めることになつてゐる場合には、所定の額に相当する收入印紙をはり、消印してください。

5 この通知書の発行の日付から1年を過ぎたときは、銀行は、支払をいたしませんから注意してください。

6 この通知書を亡失したときは、直ちにその旨を支払を受ける銀行に通知し、支払の停止を請求してください。この場合、その支払がまだなされていないときは、その銀行を経由して、亡失した旨を発行庁へ届け出してください。

歳入金送金請求書	第	号	銀行	支店から受領してください。
年	月	日	県税事務所出納員	印
年度歳入	一般会計			
小切手	号			

¥

收 入 委 任 状

表面の金額の領収を  
に委任します。

印	入
紙	

上記の金額を領収しました。

受取人

氏名

印

住所

年 月 日

印

紙

(注) 受取人は、裏面の注意事項をよく読んでください。

第六十五回認可の「」や次のよう記入。

第三十九号様式 その二

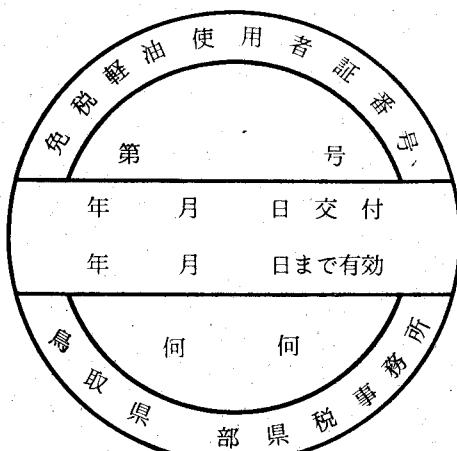
自動車税過誤納金還付(充当)整理簿

所長	次長	統括税務専門員	合議主査
下記のとおり還付(充当)してよろしいか伺います。			

記

登録番号	整理番号	年度
過誤納金の生じた事由	年月日	まつ消転出異動変更誤納課税免除
過誤納金の内 容	納付すべき金額①	納付した金額②過誤納金(②-①)③
還付計算定	納付年月日始期終期日数	金額④合計(③+④)⑤
充 当 額	科 目 年度 整理番号	納付すべき金額⑥ 金額⑦
の 内 容	決議年月日 等記載	通知書 手等
備 考		

第六十六号様式



この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

備考 何何欄には、免税軽油の用途を表わす文字を入れる。

第六十四回認可「證明書番号第 号」や「證明書番号第 号(継続検査用)」に改める。

第六十五号様式の次に次の二様式を加へる。